

平成 31 年 3 月 7 日

平成 29 年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【文書指摘】

平成29年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【文書指摘】

1	移住定住の推進について（元気づくり総本部）	1頁
2	投票率の向上に向けた取組について（地域振興部・教育委員会）	2頁
3	障害者就労継続支援事業所の評価について（福祉保健部）	3頁
4	皆成学園における強度行動障がい児支援と労働環境等の整備について（福祉保健部）	4頁
5	再生可能エネルギーの導入について（生活環境部）	5頁
6	債権回収のあり方について（県土整備部・総務部）	6頁
7	県立病院における医師の確保及び時間外労働の縮減について（病院局）	7頁
8	学力向上の取組と基本的な生活習慣の定着や意欲・関心の向上について（教育委員会）	8頁

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【文書指摘】

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>1 移住定住の推進について</p> <p>大都市圏等の県外在住者を対象に、移住定住の情報発信を行うイベントが数多く開催されていますが、経費が高額であるとともに、移住に結びついたかどうかの把握が困難なため、把握できた移住者も極めて少数となっております。これらのイベントは、本県の関係人口の拡大に繋がる取組ともいえますが、費用対効果の検証が十分にできていないと考えられます。</p> <p>ついては、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、事業の実施効果の的確な検証ができる方策を講じ、その上で事業のあり方を検討すべきであります。</p> <p>また、移住者の本県への定着率の定義が市町村ごとに異なるため、移住者の実態を統一的に把握しきれず、これに対処する必要があります。ついては、移住者の定着率に係る統一的な基準を設定することにより、その実態を把握すべきであります。</p> <p>さらには、県の移住定住の促進事業を活用し、実際に移住に結びついた方の把握が十分にできていません。ついては、県の移住定住の促進事業の緻密な検証や今後の取組の参考とするため、それぞれの事業が移住に結びついたケースを可能な限り多く把握する方法を検討するなど、なお一層の丁寧なフォローアップを行うべきであります。</p>	<p>全国で移住者の獲得競争が激化する中で、本県を移住先として選んでいただくために、都市部でのイベント等による情報発信を行っています。その際、参加者数や移住情報提供希望登録者数、移住応援メンバーズカードの登録者数により効果を一定程度把握する努力をしていますが、今後は、さらに、その後の相談会や窓口相談等への継続した相談のリピート人数も把握し、これらの数値を基に、効果検証を行い、事業のあり方を検討したいと考えています。</p> <p>また、移住者の定着率については、無記名のアンケート等により個人を特定できない場合もあることから、全ての移住者を対象とした定着率の調査は難しいと考えますが、平成31年度に向けて、市町村と調査対象範囲や調査方法を調整の上、統一的な基準による定着率を可能な限り把握していきたいと考えています。</p> <p>なお、現在把握できていないイベント・事業ごとの移住に結び付いた世帯数や人数についても、今後、市町村やふるさと鳥取県定住機構と調整し、可能な限り把握していきたいと考えています。</p>	<p>移住定住促進情報発信事業 5,150千円</p> <p>移住定住推進基盤運営事業 122,663千円</p> <p>移住定住受入体制整備事業 63,667千円</p>

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>2 投票率の向上に向けた取組について</p> <p>平成29年の衆議院議員総選挙における本県の投票率は56.43%であり、全国平均の53.68%をやや上回っているものの、低下傾向が続いているのが現状であります。</p> <p>「投票率の低下は政治不信の表れであり、不信任の意思表示である。」等の見解もありますが、投票参加は民主主義の根幹をなすものであることを踏まえ、今後も継続して投票の重要性を啓発することが必要であります。</p> <p>特に若年層、なかでも平成28年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の引き下げによって新たに有権者となった18・19歳の投票率向上の取組が重要です。平成29年度には選挙出前授業を33回（うち高等学校では24回）行うなど、選挙の意義や選挙制度の理解促進に努めているところですが、今後も各市町村選挙管理委員会や教育委員会等の関係機関と緊密に連携して積極的な取組を強化すべきです。</p> <p>また、投票機会を可能な限り確保するため、期日前投票所の増設や投票所への移動支援事業の充実強化等を市町村選挙管理委員会にことあるごとに働きかけるとともに、県選挙管理委員会としても他県先進事例も参考にしながら投票率向上に向けて有効と思われる施策を積極的に実施するなど、より主体的に取り組むべきであります。</p>	<p>鳥取県選挙管理委員会では、平成28年6月の公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたこともあり、高校などの学校において、年間約30回程度、選挙出前授業を実施するなど、未成年者の主権者教育に注力して取り組んできたところですが、18・19歳の投票率の向上を図るため、今後もこの取組を継続し、関係機関と緊密に連携しながら、選挙の意義や重要性についての啓発活動を実施してまいります。</p> <p>また、平成29年の衆議院議員総選挙において、最も投票率が低かったのは、新たに有権者となった18・19歳ではなく、20～24歳の層という結果でした。（20～24歳：31.94%、18・19歳：40.27%）</p> <p>このことから、今後は、社会人となって間もない若年社会人層を対象とした主権者教育の充実を図っていくことが重要であると認識しており、鳥取商工会議所などの地域の経済団体と相談しながら、若年社会人層を対象とした主権者教育の在り方や効果的な実施方法について検討していく予定です。</p> <p>平成29年の衆議院議員総選挙では、有権者の約35%が、期日前投票制度を利用されており、今後も利用者が増加する可能性が高いことを踏まえ、期日前投票所の更なる増設や、中山間地域居住者の投票機会の保障の観点から、投票所への移動支援事業の充実強化についても、引き続き市町村選挙管理委員会に要請するとともに、他県先進事例の情報提供にも努めてまいります。</p> <p>なお、教育委員会においては、生徒の投票行動を起こす基盤となる社会参画の意欲や態度を養うため、各高等学校における「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改革とあわせて、地域と連携した課題解決型の学習に積極的に取り組んでいます。</p> <p>また、生徒の投票にあたっての必要な知識や判断力を身につけるため、鳥取県選挙管理委員会と連携して選挙出前授業を実施しており、今後も引き続き関係機関と連携し、主権者教育の推進を図っていきたいと考えています。</p>	<p>選挙管理委員会費 9,068千円</p> <p>県政選挙費 382,672千円</p> <p>参議院議員選挙費 425,061千円</p>

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>3 障害者就労継続支援事業所の評価について</p> <p>障害者就労継続支援B型事業所について、県では平成29年度までの5年間で平均月額工賃を33,000円以上に引き上げる工賃3倍化計画（第2期）を進めておりましたが、平成29年度の県平均工賃月額18,312円であり、3倍化未達成事業所は94%という結果でありました。</p> <p>また、通所されている方の障がいの度合いに応じ、事業所ごとの工賃月額に大きな差があることも実態としてあります。</p> <p>障がい者の自立に向け、工賃を引き上げることも必要ではありますが、福祉施設であることを踏まえると、居場所としての質を高める取組や、重度障がい者や精神障がい者を多く受け入れる等取り組んでいる事業所が評価されるための仕組みなど、事業所が安定して運営でき、障がい者が安心して通い続けられるような「とっとり型モデル事業」を新たに構築できないか検討すべきであります。</p>	<p>平成30年度からの第3期鳥取県工賃3倍計画では、事業所の特性に応じた目標工賃額の設定ときめ細かな支援を行うことを主眼としており、それぞれの事業所の状況を丁寧に伺いながら新商品開発や利子補てん、専門家派遣等の支援を実施し、工賃の底上げを図っています。</p> <p>引き続き、重度障がい者や精神障がい者を受け入れる事業所等も含め、意見を丁寧に伺い、事業所が安定して運営でき障がい者が安心して通い続けられるよう取組を進めていきます。</p>	<p>鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業 8,095千円</p> <p>障がい者の働き・自立のための工賃向上事業 25,832千円</p>

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>4 皆成学園における強度行動障がい児支援と労働環境等の整備について</p> <p>皆成学園には、強度行動障がい児など生活に多くの支援を必要とする児童が生活されています。</p> <p>このような児童に適切に支援を行うには、個々の児童に対してしっかりと向き合う対応を行うことが適切ではありませんが、そうするための人員体制になっていないこと等により、十分な支援が行えなくなっているのが実態です。加えて、冷暖房のない居室前廊下において、夜間見守りを行うなどの勤務状況や労働環境の整備も不十分です。</p> <p>強度行動障がい児支援にあたる職員について、人員体制や労働環境を見直し、職員の負担軽減を早急に行うべきであります。</p> <p>また、思春期の児童たちが生活する上では、男女別々の棟が必要です。特に多くの支援を必要とする2号棟は現在、女子児童が利用できないなどの問題点も見受けられ、必要な見直しを検討すべきであります。</p> <p>更に、受け入れ先が決まらない過齡児が3名（うち既卒者2名）在園しており、こういった児童が今後増えないためにも、より早い段階から障害者支援施設等との調整を行い、移行先の確保に努めるべきであります。</p>	<p>【強度行動障がい児の支援】</p> <p>強度行動障がい児の支援に当たっては、その行動の特殊性に鑑み、不測の事態により当該児童のほか他の入所児や職員がけがをしたり、施設（建物、設備等）に損傷が出ることをないよう見守りを行うなど、細心の注意を払っているところです。</p> <p>現在、必要に応じて入所児の居室前の廊下等で見守りを行っていますが、冷暖房が設置されておらず、職員に過度の負担を強いている状況であるため、平成31年度予算案に空調の改修工事を計上しています。</p> <p>また、今後は、現場における労働環境を整えるため、実効性のある方策を検討して入所児の安全と職員の負担軽減を図っていきます。</p> <p>【思春期児童への対応】</p> <p>現在2号棟は男子の入所児が居室を占めていることから、女子の入所児については1号棟及び3号棟の女子の区画で処遇しているところです。「男女別々の棟が必要」との指摘については、施設の改修、増築が伴って容易ではないことから、今後、入所児童数の推移を踏まえながら、個々の児童の処遇について施設全体の活用を検討していきます。</p> <p>【18歳以上の入所児への対応】</p> <p>18歳以上のいわゆる「過齡児」への対応については、市町村、相談支援事業所等の関係機関と丁寧に協議を重ね、移行に向けた支援を継続して行っています。</p> <p>また、入所の時点から関係機関とケース会議等を通じて緊密に情報を共有するなど、移行を視野に入れた切れ目のない支援を入所後早期から実施します。</p>	<p>重度棟空調改修事業【新規】 4,290千円</p>

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>5 再生可能エネルギーの導入について</p> <p>太陽光発電は、再生可能エネルギーとして本県の導入目標を達成したところですが、固定価格買取制度（FIT）による買取期間（住宅用にあつては10年、事業用にあつては20年）が平成31年11月から順次終了し、今後、売電から自家消費へのシフトが考えられます。</p> <p>ついでには、太陽光発電の自家消費に向けて、蓄電池の導入や改修事業への支援を図ると同時に、鳥取の地域性や自然環境にふさわしい再生可能エネルギーの導入を促進し、地域に恩恵を与える鳥取県版新エネルギー開発に向けた取組を強化すべきであります。</p> <p>また、大規模な施設建設を伴う再生可能エネルギーの導入にあつては、事業者による不適切な事業運用への抑止のためにも何らかのルール策定を検討し、地元自治体や住民の理解を得ながら、事業推進されるように努めるべきであります。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入にあつては、より地域の意向に沿った地域貢献の高い事業であることが望ましく、事業者向けの支援において、平成31年度当初予算案においては地域に貢献する取組の実施を補助要件とすることとしています。</p> <p>蓄電池の導入支援については、太陽光発電と同時に設置する場合に支援しているところですが、この支援制度について県内市町村の拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、大規模な施設建設を伴う再生可能エネルギーの導入に伴うルール策定については、独自に条例やガイドラインにより規制を設けている他県等の情報を収集するとともに、県内市町村と協議しながら検討します。</p>	<p>地域エネルギー社会構築支援事業 （事業者・家庭向け支援） 62,800千円</p>

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>6 債権回収のあり方について</p> <p>県土整備部における平成29年度末の未収債権額は9億44百万円余りとなっています。</p> <p>県では平成25年に定めた鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づいて債権回収計画を策定し、回収に取り組んでいるところですが、債権回収が困難な事案が残り、各所管課がその回収に苦慮している状況が見受けられます。</p> <p>これは県土整備部だけではなく、全庁的に同様の問題を抱えており、早急に対応を検討すべきです。</p> <p>については、複数の担当課にまたがる滞納者の情報の共有や債権管理に関する規定の整備を含めた徴収体制の強化を推進するとともに、既に債務者が不在若しくは所在が判明していても資産がないなど返還の見込みがない回収困難債権の適正な管理を図るべきであります。</p>	<p>税外未収債権は県民の財産であることから、負担の公平性や財源確保の観点から適正な債権管理に努めるとともに、債権分類を進めることによってメリハリのある効率的な債権回収に取り組んできました。</p> <p>平成30年度から債権管理業務が旧財源確保推進課から税務課へ移管されたことに伴い、県税徴収のノウハウを生かしつつ、各所管課と共同での納付交渉や技術的助言、債権回収会社への債権回収業務委託を行うなどの支援を行っています。</p> <p>「債権回収計画等に関する条例」施行以降、未収金は減少傾向にあるものの、一方で回収困難な事案の割合が高くなっていることから、今後より一層の回収努力が必要です。</p> <p>このため各課にまたがる滞納者の情報を共有し債権回収を行うことは、効果的な回収方法であるとともに、多重債務等が懸念される滞納者への実状に即した対応も可能となるので、適正な債権管理を図れるよう所管課とも協力しながら、さらなる徴収体制の強化を図っていきます。</p> <p>なお、これらの対応によっても対応困難な回収困難債権については、一律的な基準による債権放棄はモラルハザードが懸念されるため個別事案ごとにその内容を精査し、全く回収不可能な事案は債権放棄として議会に諮るよう検討を進めることとします。</p>	

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>7 県立病院における医師の確保及び時間外労働の縮減について</p> <p>県立病院の医師確保については、鳥取大学等との連携を強化する等の対応が行われてきたものの、平成29年度実績では、中央病院では15人、厚生病院では6人が、目標に対して不足している状況です。特に、中央病院では、本年12月の新病院の開院に伴い、平成31年度には医師数を120人とする目標を立てており、病院機能の高度化を実現するためには、臨床研修医及び非常勤医師の確保を含む医師の確保は喫緊の課題です。</p> <p>また、医師の時間外労働の実績は、過去3年平均で、中央病院が月40時間以上、厚生病院が月50時間以上に上っています。県立病院では、患者説明や服薬指導等の診療補助を、医師以外の職種である医療アシスタント、認定看護師、臨床工学技士等が分担実施するタスク・シフティング（業務の移管）を取り入れています。医師確保の観点からも、さらなる縮減対応が必要となっています。</p> <p>については、県立病院が地域医療の最後の砦として県民の期待に応えられるよう、地域の医療機関等とのさらなる連携強化を含めて、医師が適切に確保できるための対応策を早急に検討するとともに、医師の時間外労働の縮減に取り組むべきであります。</p>	<p>医師の確保については、主に県立両病院長が鳥取大学医学部等に対して協議を行い、医師派遣等を要請しているほか、研修医段階での勤務経験が将来の医師定着につながるケースが多いことから、研修医の確保に努めています。また、新年度には現在の鳥取大学医学部長が中央病院副院長に就任予定で、今後、より緊密に同学部と連携の上、医師確保を推進していきます。</p> <p>具体的には、多様な症例が経験できることをPRするなど、研修病院として選択してもらえるよう取り組んでいます。</p> <p>医師確保以外では、既に取り組んでいる院内でのタスク・シフティングに加えて、地域の医療機関との役割分担を推進することで医師の負担軽減が可能です。</p> <p>まず、県立両病院は地域医療支援病院であることから、地域の医療機関やかかりつけ医と連携を深めることで、紹介患者を中心とした外来診療をさらに進め、医師の負担軽減を図ります。</p> <p>また、県立中央病院は鳥取赤十字病院の間で「がん診療の共同拠点化に関する覚書」を交わし、それぞれの病院が主として診療するがんの疾患別・病態別の役割分担を定めたほか、鳥取市立病院を含めた3病院で放射線診断医の相互派遣体制を構築するなどに取り組んでおり、これを軌道に乗せることで医師の負担軽減につなげることにします。</p> <p>加えて、時間外の多い診療科において、県外の病院からの医師派遣の受け入れを推進します。</p>	

平成29年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

指摘事項	今後の対応	平成31年度事業名・予算額
<p>8 学力向上の取組と基本的な生活習慣の定着や意欲・関心の向上について</p> <p>小・中学校の児童・生徒を対象に実施された全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本県は、全国平均を上回る教科が平成25年度までは多かったものの、徐々にその差が縮まり、平成29年度は、複数の教科で全国平均を下回るとともに、「算数・数学の勉強が好き」「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合も、全国平均を下回る結果となりました。その一方で、規範意識が高い、基本的な生活習慣が確立している、一定の家庭学習等の時間を確保している等の児童・生徒は、平均正答率が高い傾向にあります。</p> <p>また、県内の普通科高校において、近年、難関大学の進学者の割合が低下傾向にあるなど、児童・生徒の学力の低下が懸念される事態となっており、県として、これを重く受け止めるとともに、望ましい生活習慣の定着や、意欲・関心の向上の取組の改善が必要であります。</p> <p>については、児童・生徒の健全な成長を図り、学力の向上にも繋げるため、基本的な生活習慣の定着や意欲・関心を向上させる恒常的な取組を充実強化するとともに、県が実施してきた学力向上の取組の検証を行い、専攻科の閉科等の学習環境の変化が及ぼした影響等も詳細に分析した上で、抜本的な立て直しを図ることが必要であります。</p>	<p>小中学校における学力向上については、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果を受けて、外部アドバイザー等からなる「学力向上推進プロジェクトチーム会議」を立ち上げ、対策の方向性、具体的な取組について協議、検討を行ったところであり、PT会議での意見を踏まえ、「①教員の指導力向上・授業改善の推進、②児童生徒の学習意欲・学力の向上、③教育委員会の指導体制の見直し・強化」の柱に沿って、市町村教育委員会と一体となった取組を進めていきます。</p> <p>高等学校においては、平成30年度から導入している重点校制度で大学進学重点校を設けて学力向上に向けた授業改革を進めています。また、県内3地区をリードする進学校の生徒たちの進路実現に向けて、3校合同難関大学対策講座を実施し、学力の向上を図っています。</p> <p>さらに、各高校に講師を派遣し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた支援をしているほか、学習意欲の向上につながる取組として、課題発見・課題解決型学習や体験活動を取り入れた学習の推進や、ICTを活用した授業改革を推進しており、今後も引き続き取組の推進を図っていきたいと考えています。</p> <p>なお、望ましい生活習慣の定着については、従来から「心とからだ いきいきキャンペーン」を展開し、児童・生徒や保護者等に向けて啓発を行っているところですが、今後は新たに啓発フォーラムの開催なども行いながら、児童・生徒の生活習慣の定着や意欲向上につながる取組を行っていきたいと考えています。</p>	<p>学力向上総合対策推進事業 15,256千円</p> <p>未来を拓く学力向上事業 5,836千円</p> <p>アクティブ・ラーニング推進事業 ～21世紀型能力を育む次世代授業の創造～ 4,518千円</p> <p>ICT（タブレット端末）活用推進事業 316千円</p> <p>心とからだ いきいきキャンペーン ～私たちの未来 とっとりの未来 わくわく創出事業～ 2,080千円</p>